

秋田県信用保証協会の新たな取組について

平成30年4月から秋田県信用保証協会は
新たな保証制度に取り組みます。

中小企業・小規模事業者等の様々な場面に応じた保証



中小企業者等がライフステージの様々な場面で必要となる資金需要にきめ細かく対応するため、創業や事業承継等に係る保証制度の拡充・創設を行います。

全国規模の経済危機等への備え



リーマンショックや東日本大震災等のような全国規模の危機時に、通常の一般保証とは「別枠」で、迅速な対応が可能な責任共有対象外の危機関連保証制度を創設します。

保証協会と金融機関の連携を通じた 中小企業・小規模事業者等の経営改善・生産性向上



秋田県信用保証協会は金融機関と連携して中小企業者等への経営支援を強化するなど、保証利用企業の経営改善や生産性向上に向けたサポートを一層進めていきます。

具体的な保証制度は裏面へ

改正・創設する主な保証制度

	創業関連保証	小口零細企業保証	経営安定関連保証 (5号認定分)	危機関連保証
対象者	①創業者（創業計画段階にあり今後創業する者） ②創業後5年未満の者 ③中小企業者等であって、新たに会社を設立（分社化）する者等	小規模事業者	全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者等のうち、市区町村長の認定を受けた者等	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市区町村長の認定を受けた中小企業者等
保証限度額	2,000万円	2,000万円 (すべての保証利用残高を合算)	2億8,000万円 (別枠)	2億8,000万円 (別枠)
保証期間	10年以内 (据置期間1年以内)	10年以内	原則10年以内	10年以内 (据置期間2年以内)
責任共有	対象外	対象外	対象(※)	対象外
保証料率	0.88%	0.50%~2.20%	0.76%	0.80%以下
	特定経営承継関連保証	事業承継サポート保証	自主廃業支援保証	財務要件型無保証人保証
対象者	事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた中小企業者等の代表者個人	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としており、一定の要件を満たす持株会社	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもので、実質的に債務超過でない等、一定の要件を満たす中小企業者等	中小企業特定社債保証の適債基準を満たす中小企業者等
保証限度額	2億8,000万円 (別枠)	2億8,000万円	3,000万円	2億8,000万円
保証期間	運転10年以内 (据置期間1年以内) 設備15年以内 (据置期間1年以内)	15年以内 (据置期間2年以内)	1年以内 (終期は解散予定日より前)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内 (据置期間1年以内)
責任共有	対象(※)	対象	対象	対象(※)
保証料率	0.45%~1.90%	1.15%	0.45%~1.90%	0.45%~1.90%

(※) 一部対象外となる場合があります。その場合の保証料率は0.88%となります。

お近くの当協会各部支所まで どうぞお気軽にお問い合わせください

総務企画部／経営支援部

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館3階）

TEL 018(863)9011/018(863)9013

秋田事業部

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館2階）

TEL 018(863)9016

能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号

TEL 0185(54)2377

大曲支所

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号

TEL 0187(63)1811

大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地

TEL 0186(49)2281

本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4

TEL 0184(22)5330

横手湯沢支所

〒013-0046 横手市神明町2番27号

TEL 0182(32)2361